このみずみずしさを未来へ
鳥取県

平 成 ３０ 年 度

（平成２９年度実績）

業　務　の　概　要

鳥取県福祉相談センター

鳥 取 県 中 央 児 童 相 談 所

鳥 取 県 婦 人 相 談 所

鳥取県東部知的障害者更生相談所

目　　次

Ⅰ　福祉相談センターの概要…… 1
　1　概要…… 1
　2　組織と業務…… 2
　3　管轄地域…… 3
　4　敷地、建物等の概要…… 3

Ⅱ　中央児童相談所の概要…… 5
　1　業務の概要…… 5
　2　相談の種類及び内容…… 6
　3　指導、措置の種類及び内容…… 7
　4　相談業務の状況…… 8
　5　各相談の状況……11
　6　判定業務の状況……16
　7　一時保護業務の状況……17
　8　各種事業の状況……18
　9　県内児童福祉施設等入退所状況……22
　10　県内児童福祉施設等一覧……23

Ⅲ　婦人相談所の概要……24
　1　業務の概要……24
　2　婦人相談員の設置……25
　3　相談業務の状況……25
　4　一時保護業務の状況……30
　5　主催事業実施状況……32
　6　鳥取県における主なＤＶ被害者支援関係事業について……33

Ⅳ　東部知的障害者更生相談所の概要……34

福祉相談センター利用のご案内……35

福祉相談センター案内図……36

Ⅰ　福祉相談センターの概要

１　概　　要

当センターは、法律上必置の中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の４福祉相談機関を統合した機関として平成３年１０月に開所しました。

平成１５年４月の機構改革により、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は県東部、中部、西部の福祉保健局にそれぞれ分散設置され、当センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関として再スタートしました。平成３０年４月には鳥取市の中核市移行に伴い、東部知的障害者更生相談所が当センターへ併設されました。

当庁舎内には県立精神保健福祉センターが併設されており、さらに、近辺には県立中央病院を中心に、鳥取看護専門学校、鳥取養護学校、鳥取療育園、看護研修センター、赤十字血液センター等があり、鳥取県の保健・福祉・医療の中核となるゾーンが形成されています。

当センターはこれら関係機関との連携のもとに「効率的なサービスの提供とサービスの質的な向上」に努めています。

沿革

平成３年１０月　中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合した機関として開所

平成１４年４月　婦人相談所に、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与

平成１５年４月　機構改革により、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所が各福祉保健局に移管

平成１７年４月　相談課を児童相談課及び女性相談課に分離

平成３０年４月　東部知的障害者更生相談所を併設

所在地　〒680-0901　鳥取市江津３１８－１
電　話　0857-23-1031（代表）
総　務　課　0857-23-6214　　児　童　相　談　課　0857-23-6080
女性相談課　0857-23-6215　　判　定　課　0857-23-6216
一時保護課　0857-23-6217　　知的障害者更生相談所　0857-23-6218
ﾌｧｸｼﾐﾘ　0857-21-3025
E-mail　fukushisodan@pref.tottori.lg.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisodan/

---

2 組織と業務

（1）機 構

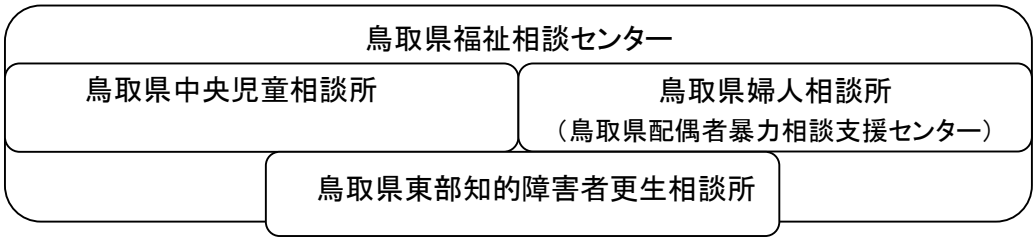

（2）組織図（平成30年4月1日現在）

正　職　員　　２６人
非常勤職員等　１７人

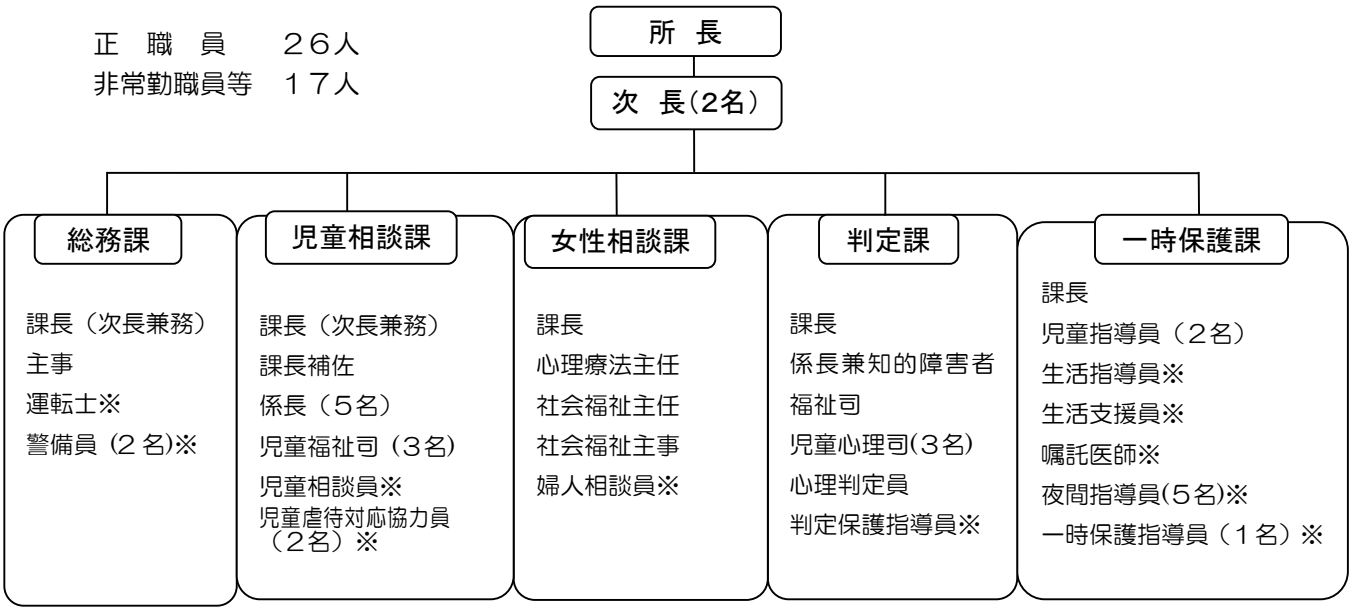

※非常勤職員

（3）各課の業務

総　務　課

・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

児 童 相 談 課

・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

女 性 相 談 課

・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

判　定　課

・児童及び要保護女子等に係る心理判定
・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療
・知的障がい者に係る相談及び判定

一 時 保 護 課

・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
・要保護女子等の一時保護

3 管轄地域

機関名	管轄地域	管轄地域の概要
鳥取県中央児童相談所	鳥取県東部 （鳥取市,岩美郡,八頭郡）	面　積　1,518.21ｋ㎡ 人　口　232,610人 世帯数　89,051世帯 児童数（18歳未満）　36,637人
鳥取県婦人相談所	鳥取県全域	面　積　3,507.1 3k㎡ 人　口　573,441人 （男性273,705人 女性299,736人） 世帯数　216,894世帯
鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取県東部 (鳥取市,岩美郡,八頭郡)	面　積　1,518.21ｋ㎡ 人　口　232,610人 世帯数　89,051世帯 人口数（18歳以上）　195,973人

※面積は、「平成２９年全国都道府県市区町村別面積調」

※人口、世帯数、児童数は、「平成 27 年国勢調査」

4 敷地、建物等の概要

（1）構造等

延敷地面積　7,740.59 ㎡（福祉相談センター及び県立精神保健福祉センター）

建物延面積　2,689.06 ㎡（同上）

区　分		用　途	延面積
本館（鉄筋２階建）	福祉相談センター	事務棟（１階） 所長室、事務室、相談室、判定室、医務室、会議室、空調機械室、電気室など	998.88 ㎡
		一時保護棟	545.88 ㎡
		小計	1,544.76 ㎡
	県立精神保健福祉センター	事務棟（２階） 所長室、事務室、相談室、集団療法室、心理検査室、実習室、体育室など	972.80 ㎡
	合　計		2,517.56 ㎡
別棟（鉄筋平屋建）	福祉相談センター分	車庫 自転車置場 ハートフル駐車場	80.00 ㎡ 12.89 ㎡ 23.31 ㎡
		小計	116.20 ㎡
	県立精神保健福祉センター分	車庫 自転車置場 ハートフル駐車場	32.50 ㎡ 8.11 ㎡ 14.69 ㎡
		小計	55.30 ㎡
	合　計		171.50 ㎡
総　計			2,689.06 ㎡

（2）福祉相談センター平面図

【１階】

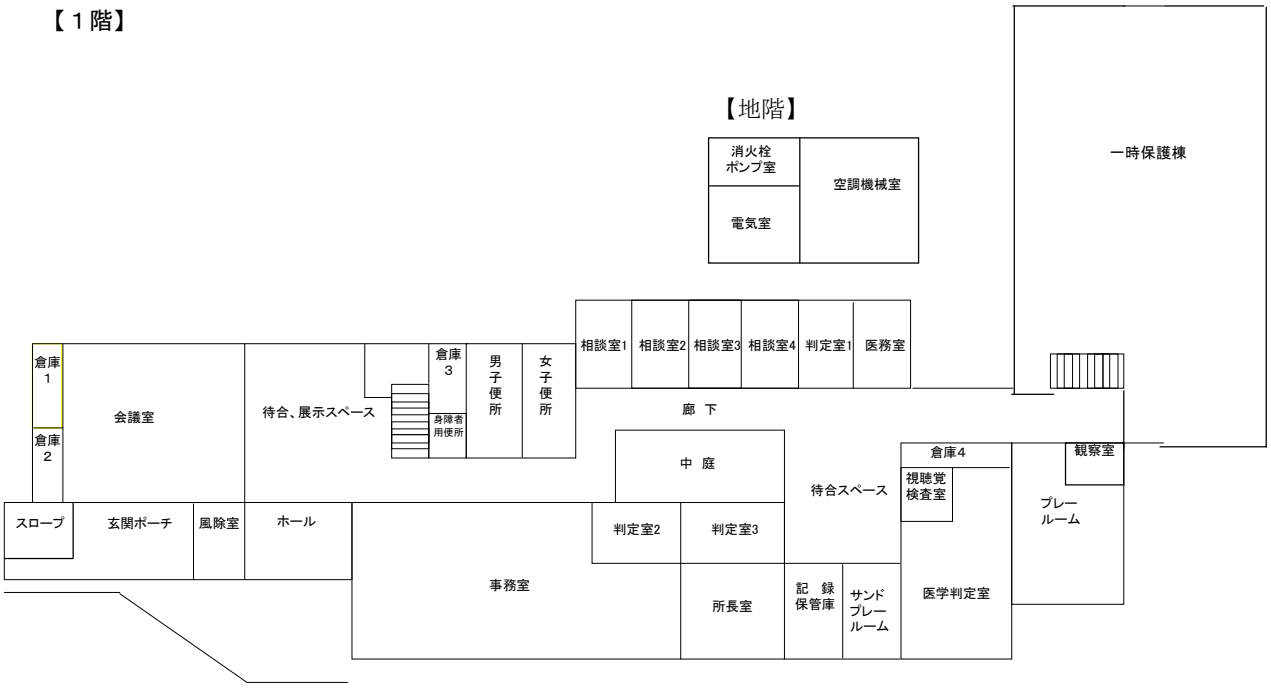

【２階】

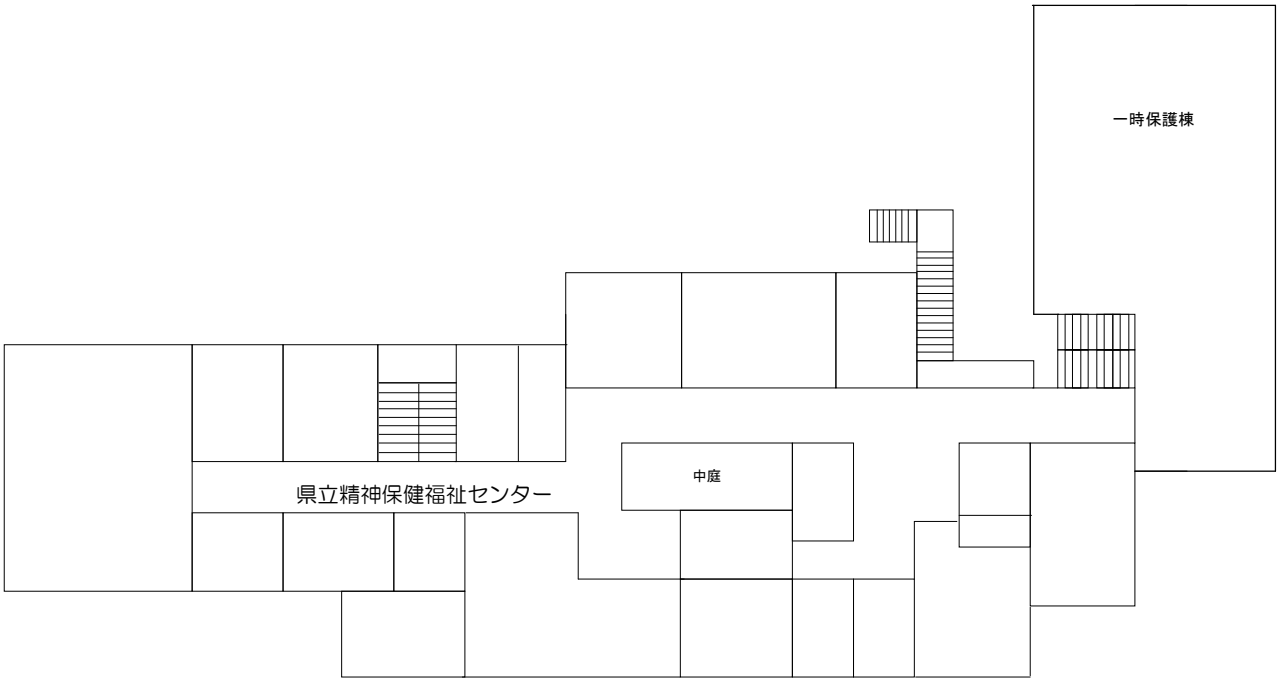

〔参考〕　～同じ庁舎内の「県立精神保健福祉センター」について～

県民の精神的健康の保持、増進を図ることを目的として、精神保健に関する諸問題に対応するとともに、精神障がい者の社会復帰を促進するための訓練、指導を行う中核機関です。

Ⅱ　中央児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として児童福祉法第１２条の規定に基づき、１８歳未満の児童を対象として、児童に関する相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行っています。

なお、こうした相談のほかに、施設入所、里親委託などいわゆる措置の機能とさらに必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。また、市町村への技術的支援を行っています。

※鳥取県内には中央・倉吉・米子の各児童相談所があり、中央児童相談所は、各所の調整や相談援助活動を円滑に行うため、県内の各児童相談所の実績について把握、連絡並びに情報提供、措置の調整等を行っています。

１　業務の概要

主な業務はつぎのとおりです。

相　　談……児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じること

調査・診断・判定……児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行うこと

指　導・措　置……児童やその家族に必要な指導を行い、必要に応じて児童を児童福祉施設等に入所させ、または、里親等に委託して、その福祉を図ること

一　時　保　護……児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行うこと

【業務の系統図】

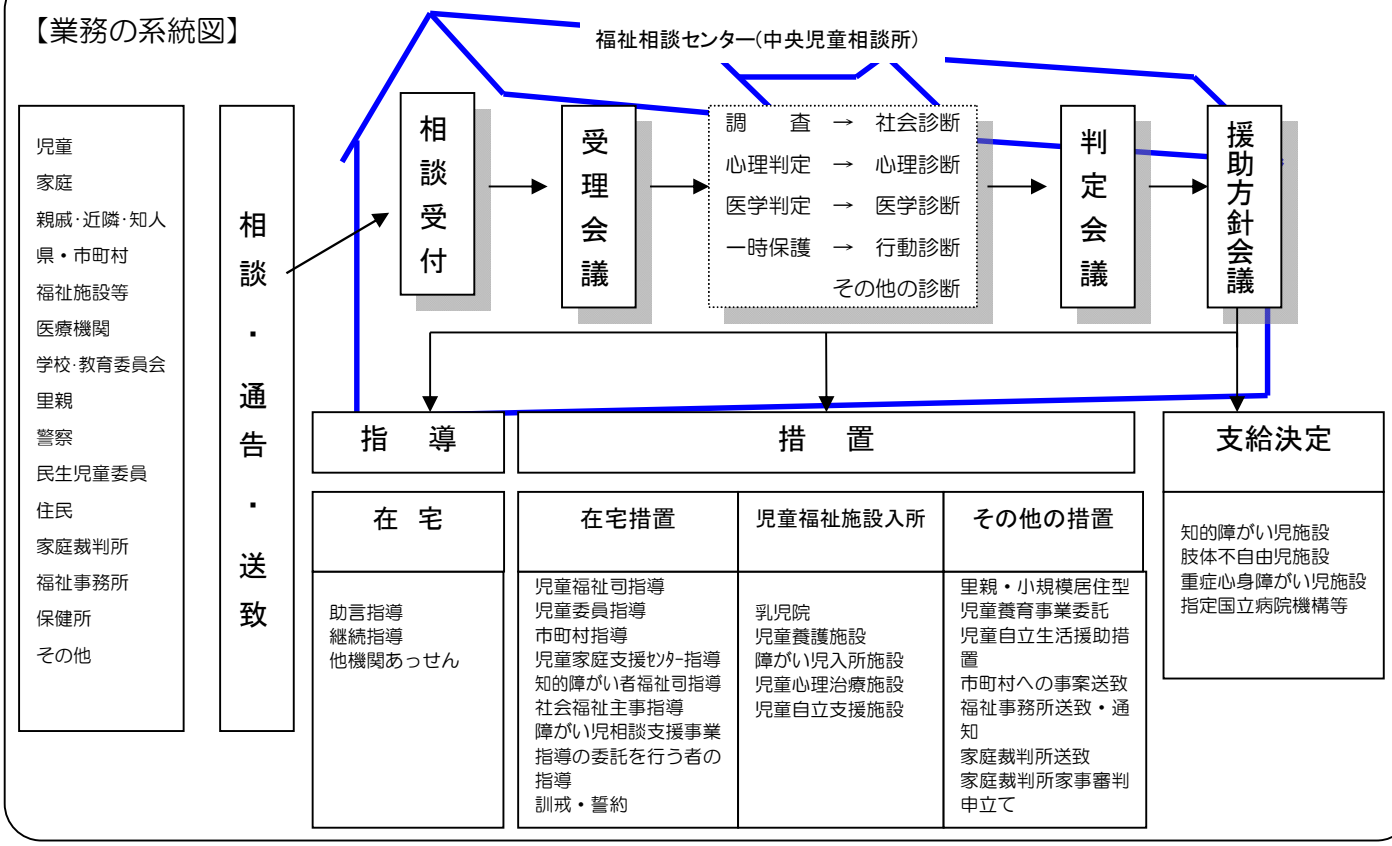

受理、判定、処遇会議

児童相談所では受け付けた相談に対して、よりよい指導を行うための会議を開き、相談にかかる職員がそれぞれの資料を基に検討をします。

受理会議……子どもの問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

判定会議……社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助方針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

援助方針会議…判定会議の結果に基づき、子どもをめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助方針を決定します。

2 相談の種類及び内容

相談の種類	内容	統計分類
養護相談	児童虐待相談保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった児童や遺棄、迷子等の相談	養護相談
保健相談	未熟児、虚弱児、疾患等を有する児童の相談	保健相談
障がい相談	肢体不自由、知的障がい、疾患等を有する児童の相談	肢体不自由相談、視聴覚障がい相談、言語発達障がい相談、重症心身障がい相談、知的障がい相談、発達障がい相談
非行相談	虚言癖、放浪癖、家出、浮浪、暴力、性的悪戯、不純異性交遊、窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸飲等の児童の相談	ぐ犯行為等相談 触法行為等相談
育成相談	保育所、幼稚園、学校等、児童の集団生活における生活行動上の問題（不登校、怠学）についての相談 児童の生活（わがまま、反抗、強情、内気、不活発）等についての相談 学業不振、進学適性、職業適性等についての相談 しつけ、教育、遊びについての相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談
その他の相談	その他、里親等の相談	その他相談

3 指導、措置の種類及び内容

指導	在宅	助言指導	１ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継続指導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措置	在宅	児童福祉司指導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託
		市町村指導	子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子育て支援事業を活用するなどして、継続して寄り添った支援が必要と考えられる場合に、行政処分としての指導措置を市町村に委託
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい者等相談支援事業を行う者の指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓戒、誓約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）
	児童福祉施設入所 指定医療機関委託		家庭で子どもの養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、子どもの状態により適切な施設を紹介し、入所させる
	その他の措置	里親･小規模居住型児童養育事業委託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親や小規模居住型児童養育事業者へ養育委託する。
		児童自立生活援助措置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業である。
		福祉事務所送致等	児童（１５歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う
		家庭裁判所送致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第２７条第１項第４号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第２７条の３）に行う
		家庭裁判所家事審判申立て	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第２８条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う

4 相談業務の状況

（1）相談等業務

相談受付･調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

指導･措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童にかかわる問題の解決に最も効果的と考えられる処遇指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、児童福祉司指導等の措置を行います。

（2）相談受付状況

〔相談受付件数〕 総件数750件（県全体1，786件）

〔相談受付件数の推移〕

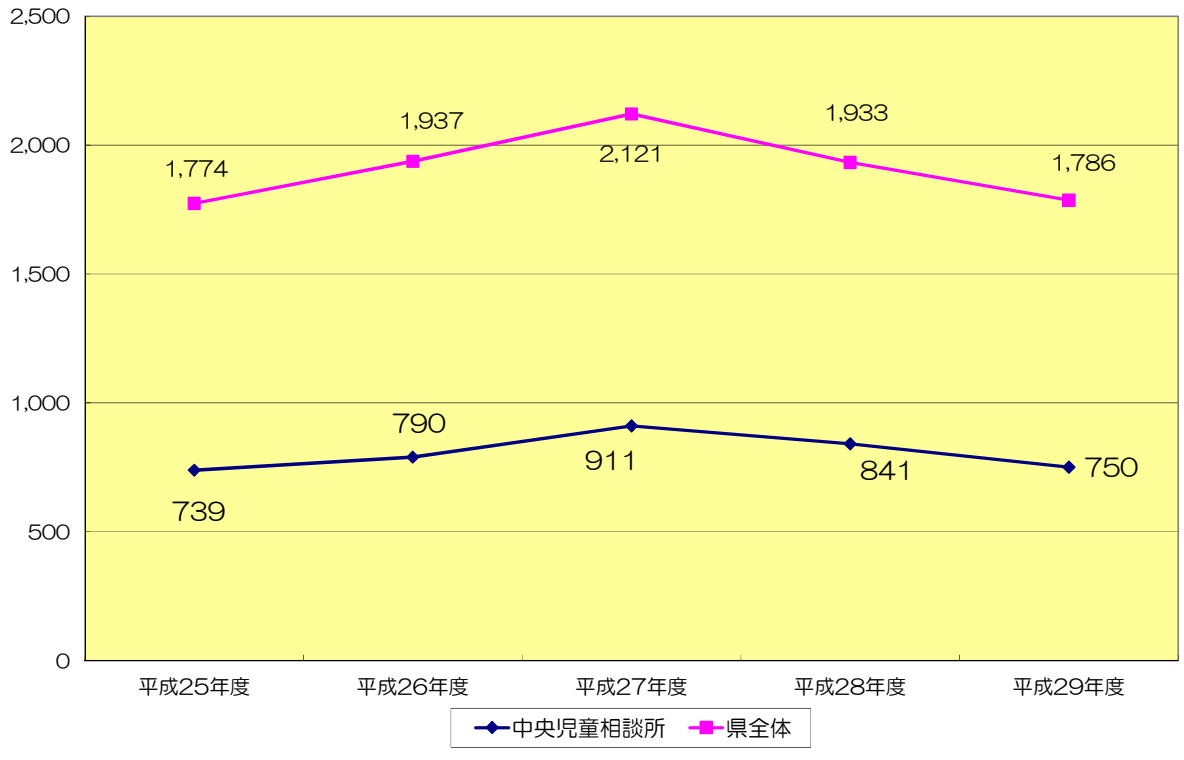

〔相談の種別推移〕

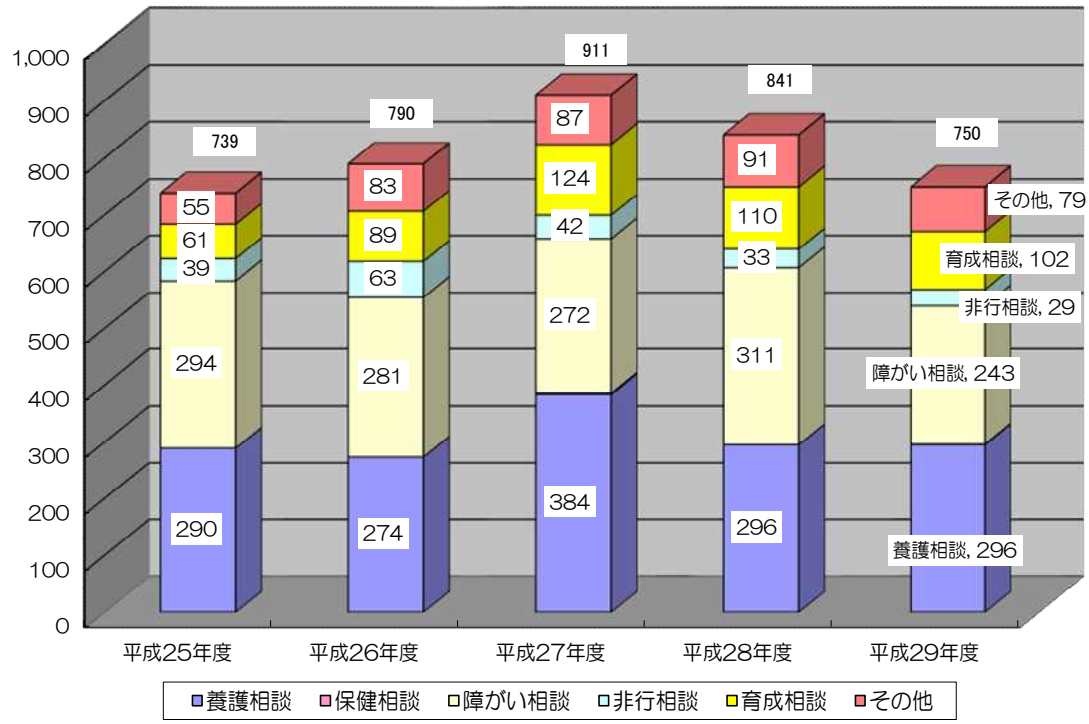

〔相談の種別件数〕

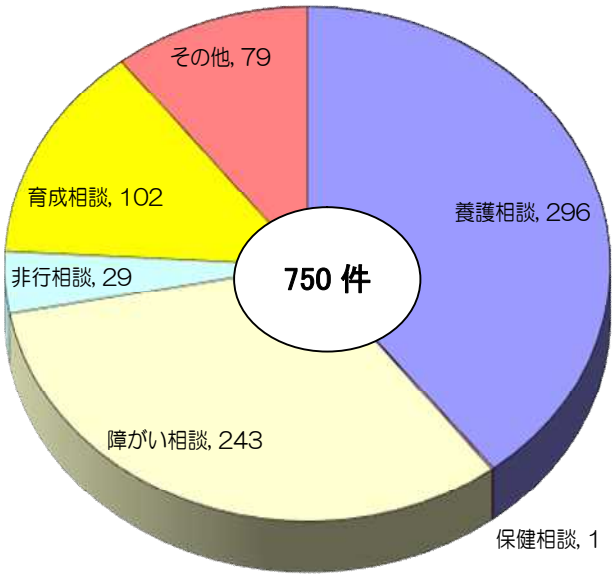

〔経路別相談状況〕

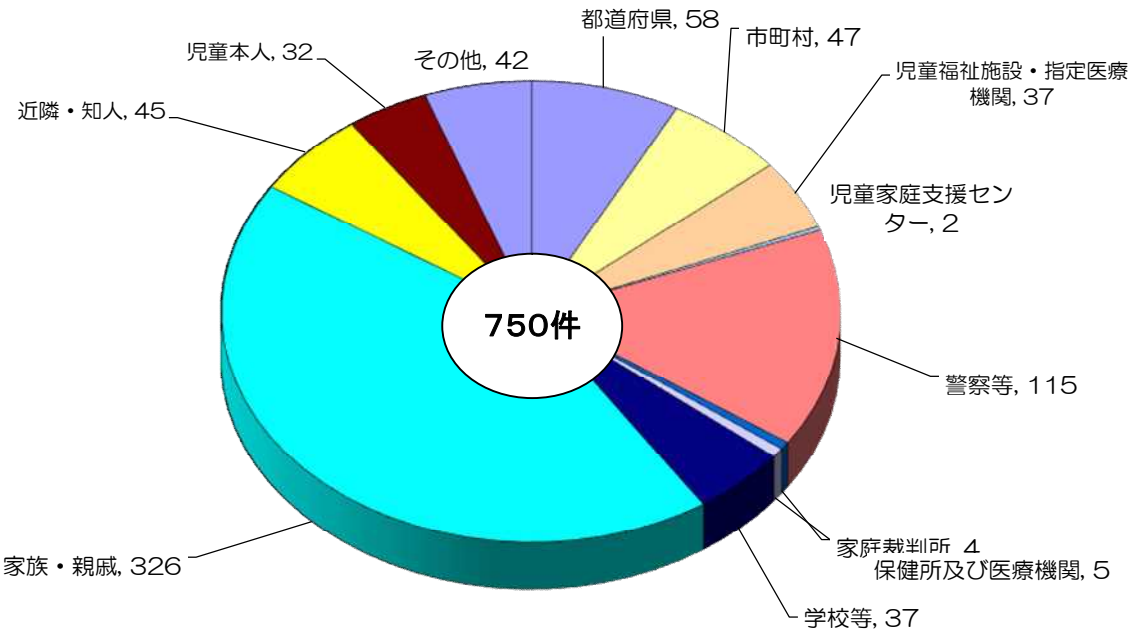

（3）指導、措置の状況　総件数 739件

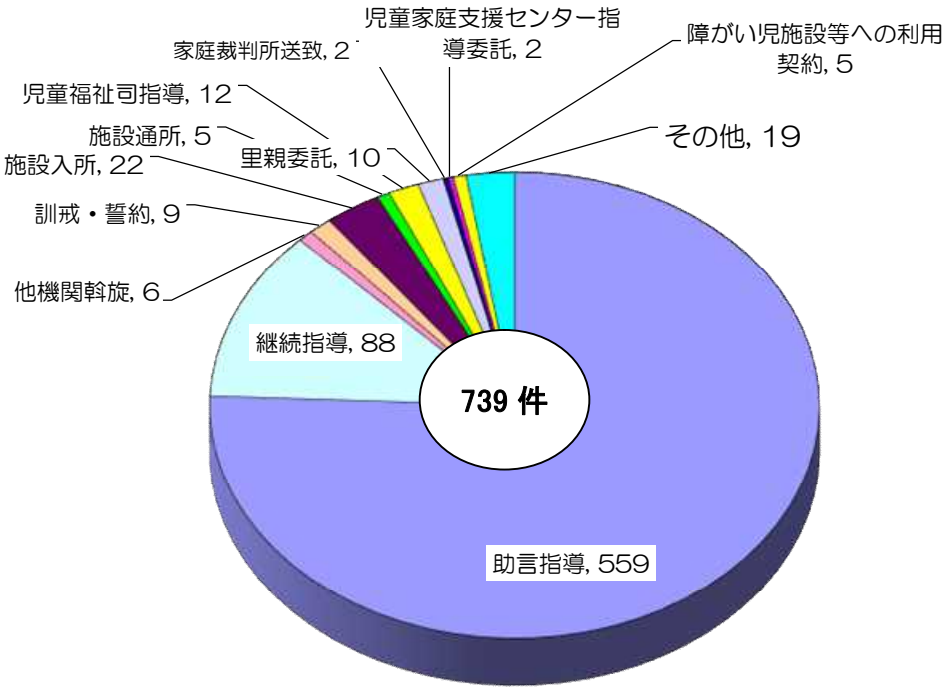

※受付件数と処理件数が一致しないのは、相談の処理が年度をまたがってなされるものがあるためです。

5　各相談の状況

（1）養護相談理由別件数（28年度中に処理をしたもの）

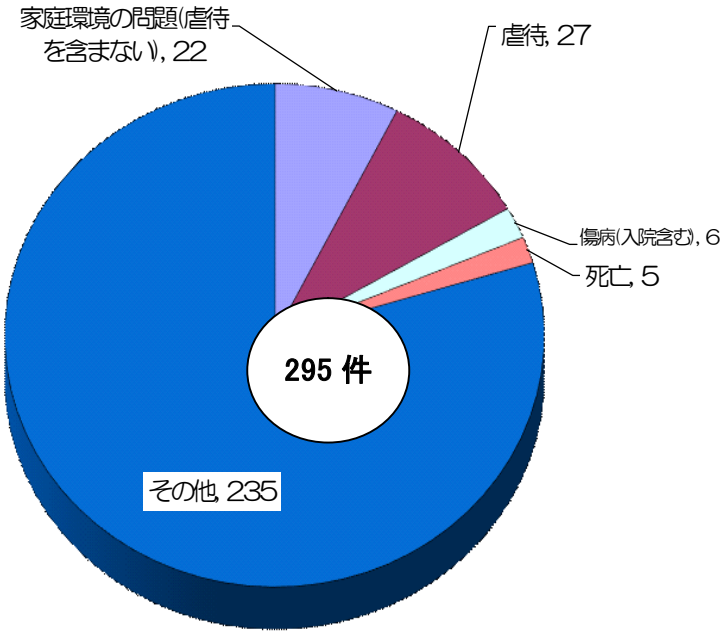

（1）－2　虐待相談の状況

〔虐待相談の推移〕

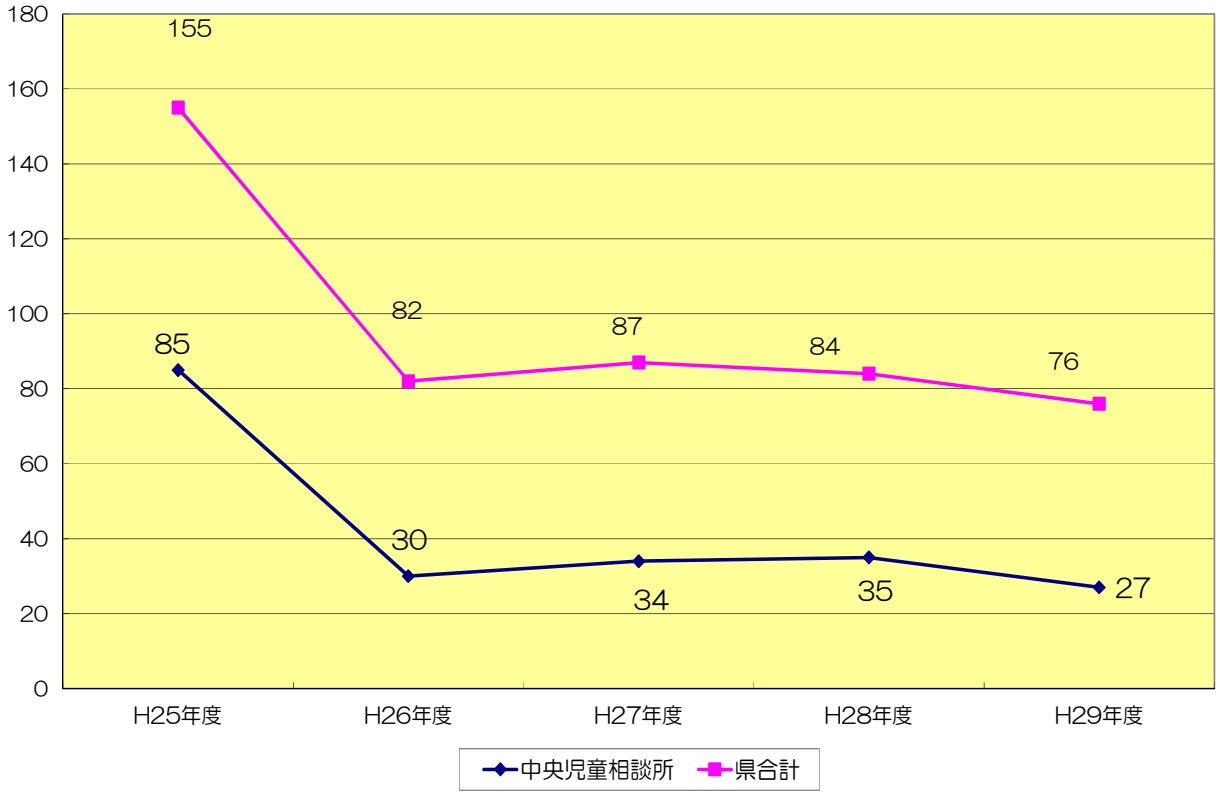

〔経路別虐待相談件数〕

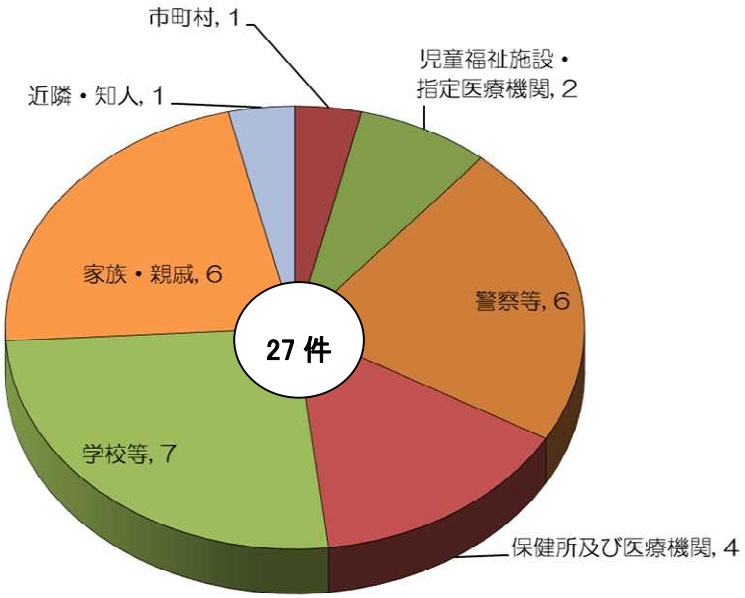

〔虐待の内容〕

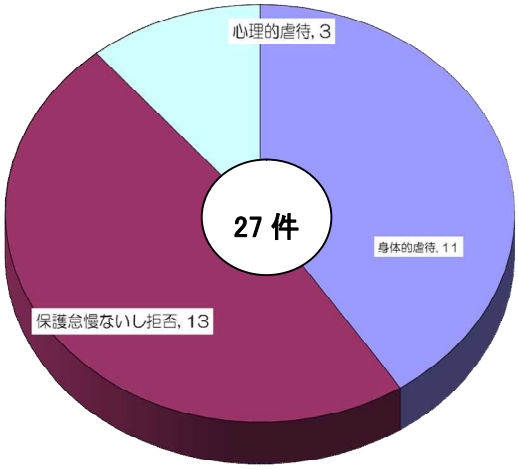

〔主たる虐待者〕

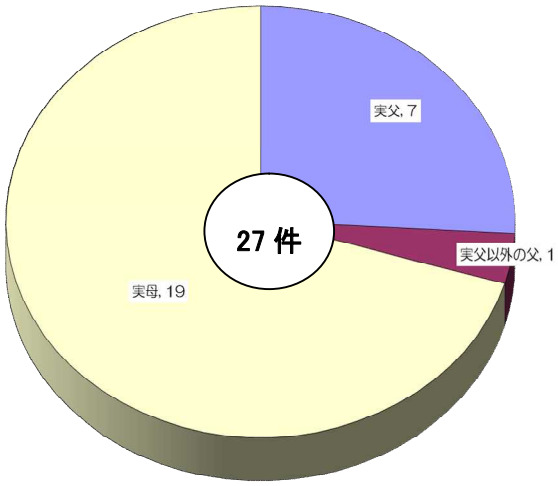

〔被虐待児の年齢〕

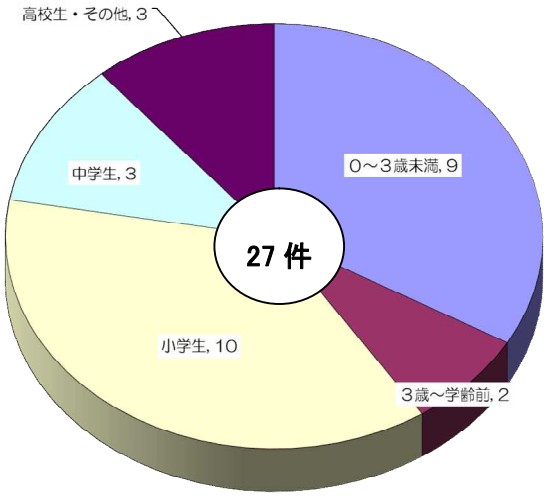

〔虐待相談処理〕

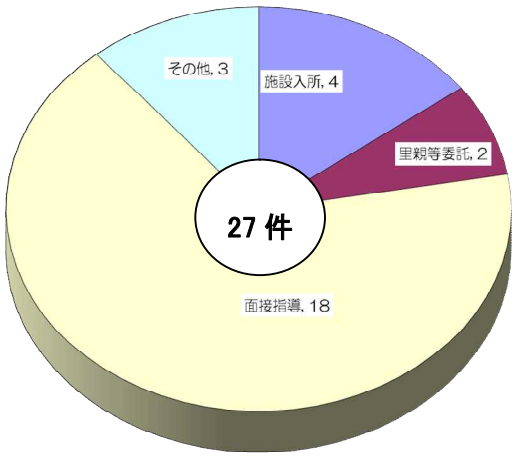

（2） 障がい相談

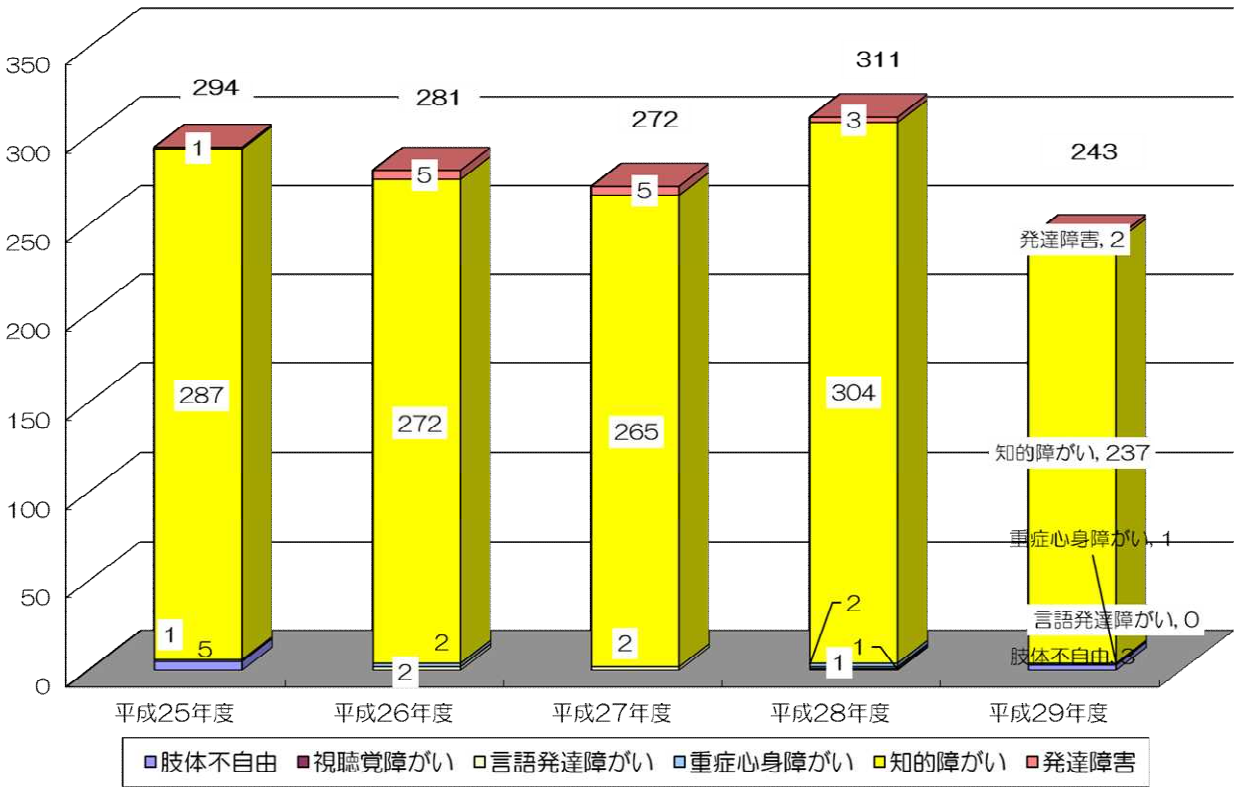

（3） 非行相談

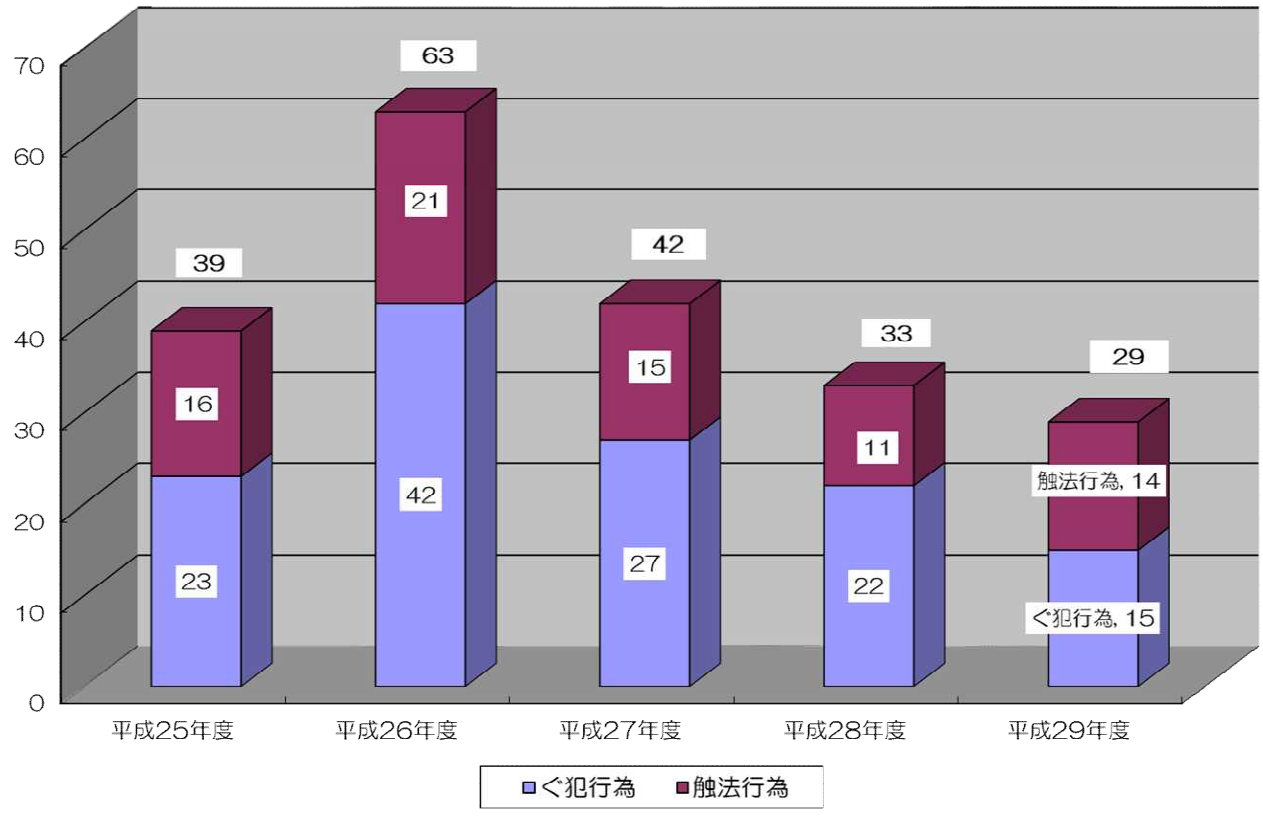

（4） 育成相談

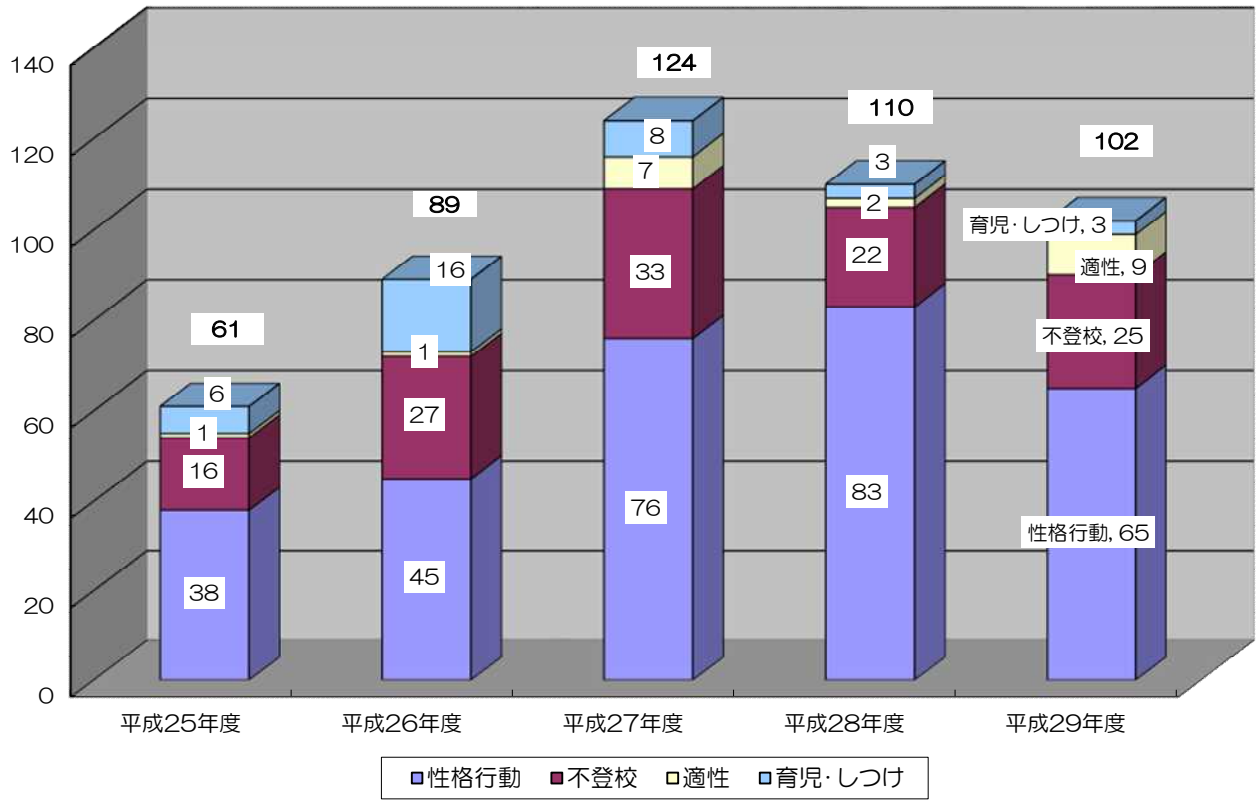

【年齢区分別･相談受付件数】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計
養護	児童虐待	4	1	2		1	1				4	2	3		2	1		2			23
	その他	22	11	23	13	15	23	20	13	17	16	18	8	15	13	8	7	16	12	3	273
保健		1																			1
障がい	肢体不自由										1			1					1		3
	視聴覚障がい																				
	言語発達障がい																				
	重症心身障がい							1													1
	知的障がい		1	6	2	13	7	21	14	5	4	12	9	10	16	19	17	13	27	41	237
	発達障がい																	2			2
非行	ぐ犯行為									1	1		1		1	7	1	1	1	1	15
	触法行為					1				2		2	3	1	3	2					14
育成	性格行動			1	1	3	1	1	2	9	7	5	7	4	8	5	3	5	2	1	65
	不登校									1	2	3	3	2	4	2	5	1	2		25
	適性									2	1	1					1		1	3	9
	育児･しつけ			1		1		1													3
その他		5	1	2	2	2	3	3		1	4	2	4	1	4	7	5	4	7	22	79
合計		32	14	35	18	36	35	47	29	38	40	45	38	34	51	51	39	44	53	71	750

【経路別相談受付件数】　　（単位：件）

相談区分	都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲			
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
児童虐待相談	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	6	0	0	2	0	7	0	0	0	5	1	0	0	23	0	0	0	0
その他の養護相談	3	0	0	0	0	0	2	26	2	26	0	1	0	82	0	0	3	0	24	1	0	0	41	40	4	18	273	8	9	0	43
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0
視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
知的障害相談	10	40	0	0	1	0	0	11	0	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	153	0	15	0	237	0	0	5	0
発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1
ぐ犯行為相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	2	15	1	0	0	1
触法行為相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0
性格行動相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	53	0	0	5	65	0	0	0	17
不登校相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	22	1	0	0	25	0	1	0	11
適性相談	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	9	0	0	0	0
育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	2
その他相談	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	7	4	0	0	0	0	0	0	0	33	3	13	15	79	0	0	0	63
合計	15	43	0	0	1	0	4	42	3	34	0	2	0	115	4	0	5	0	36	1	0	0	326	45	32	42	750	9	10	5	139

【相談処理件数】　　（単位：件）

相談区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設への利用契約	その他	合計
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致27条の3	通所						
児童虐待相談	2	16	0	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	27
その他の養護相談	189	38	6	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	8	0	0	14	268
保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
肢体不自由相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
知的障がい相談	235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	237
発達障がい相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ぐ犯行為相談	3	4	0	2	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	2	0	0	15
触法行為相談	0	0	0	5	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	13
性格行動相談	34	24	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	64
不登校相談	15	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	26
適性相談	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
しつけ相談	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他相談	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	71
合計	559	88	6	12	0	2	0	0	0	9	22	0	5	0	10	2	5	19	739

6 判定業務の状況

（1）判定業務

判定業務は、主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。その他に、療育手帳の判定、知的障がいにかかる特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。

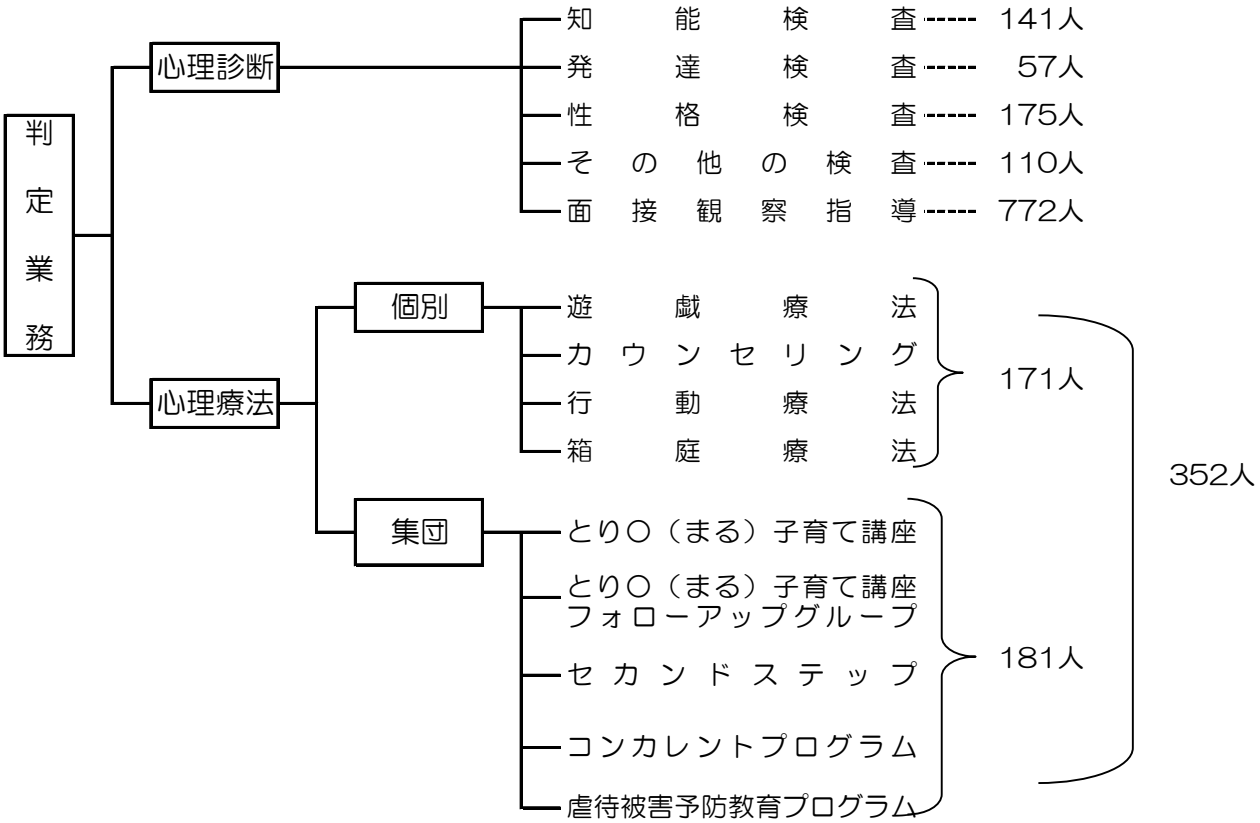

【注１】とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに、子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

【注２】セカンドステップ：子どもがさまざまな場面で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と怒りや衝動をコントロールできるよう社会的スキルを身につけるためのプログラム。

（2）1歳6ヶ月児精密健康診査・3歳児精密健康診査

児童の精神発達精密健康診査は、幼児期初期から心身の障がいを早期に発見、療育し、幼児のすこやかな成長を促進することを目的として市町からの通告を受け実施しています

区　分	回数	人員
１歳６ヶ月児精密健康診査	0回	0人
３歳児精密健康診査	0回	0人

（3）障がいについての判定・診断・証明

特別児童扶養手当、療育手帳等の判定、証明を行っています。

区　分	特別児童扶養手当診断			療育手帳等の判定・証明			その他
判定件数	診断・判定	証　明	計	交　付	再判定	計	証明
	８件	33 件	４１件	44 件	70 件	114 件	５１件

（4）医学判定

必要と認められる場合は、小児科医や精神科医による診断を行います。

7　一時保護業務の状況

（1）一時保護業務

家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

緊　急　保　護……虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により子どもを保護する必要がある場合

行　動　観　察……適切な処遇方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合

短期入所指導……短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による処遇が困難又は不適当と判断される場合

（2）一時保護児童数推移

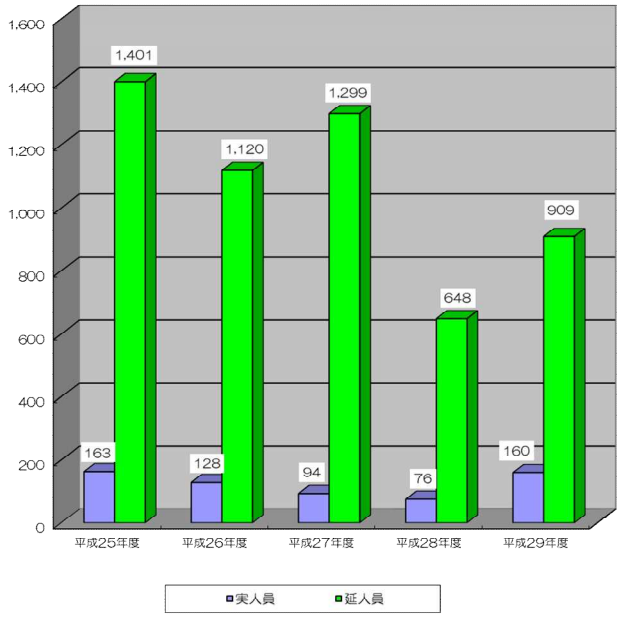

相談区分別内訳

区　分	実人員	延人員
虐　　待	19	122
その他養護	102	566
障　が　い	0	0
非　　行	12	72
育　　成	27	149
保健その他	0	0
計	160	909

（3）一時保護委託児童数推移

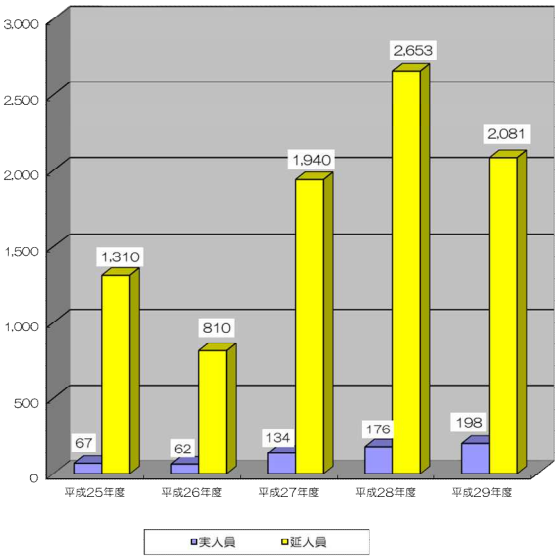

相談区分別内訳

区　分	実人員	延人員
虐　　待	19	240
その他養護	168	1,759
障　が　い	0	0
非　　行	0	0
育　　成	11	82
保健その他	0	0
計	198	2,081

8 各種事業の状況

（1） 巡回相談

ア 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

イ 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

（2） 児童虐待防止対策

ア 児童虐待防止対策事業

児童虐待が増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

（ア） 関係機関との連携

- 東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- 児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

（イ） 市町との連携

- 各市町が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- 市町別に要対協の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

（ウ） 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、それらを拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、適切な法的解決を図っています。（相談件数　４７件（全県））

（エ） 出前相談（虐待等に関する講演等）

地域住民、民生児童委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

イ 児童相談所職員研修

（ア） 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に主に児童相談所の業務や児童相談所運営指針についての研修を行っています。

１　日　時　平成２９年4月２７日（木）
　　平成２９年5月8日（月）
　　平成２９年5月9日（火）

２　内　容　児童相談所運営指針を基本とした児童相談所業務の概要

第１回目：４月２７日（ 木 ）　会場：米子児童相談所会議室（電話：０８５９－３３－１４７１）

時　間	内　　容	担　　当
14:00～14:30	講話	米子児童相談所　　所長　山澤　重美
14:30～15:30	・第１章　児童相談所の概要 ・第２章　組織と職員	米子児童相談所 相談課長　　市橋　千重
15:45～16:45	・第７章　各種機関との連携 ・第８章　児童相談所の設備、器具、必要書類	米子児童相談所 相談課係長　　小笠原明香里
16:45～17:00	米子児童相談所見学	判定保護課長　石橋　弥雪

第２回目：５月８日（ 月 ）　会場：福祉相談センター会議室（０８５７－２３－６０８０）

時　間	内　　容	担　　当
10:00～11:00	・里親制度について	里親支援とっとり 里親委託等推進員　　吉田　信彦
11:00～12:00	・措置費、受診券について	青少年・家庭課　主事　　進藤　隆志
13:00～14:30	・第３章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 ・第４章　援助 ・社会診断について ・施設入所の流れについて	福祉相談センター 児童相談課課長補佐　　生田睦子 児童相談課係長　　伊藤智子
14:45～16:15	・児童相談所業務において必要な法的知識 ＊児童福祉法、児童虐待防止法、民法他	福祉相談センター 児童相談課係長　　和田　俊介
16:15～16:30	福祉相談センター見学	

第３回目：５月９日（火）　会場：倉吉児童相談所会議室（０８５８－２３－１１４１）

時　間	内　　容	担　　当
14:00～15:00	・第６章　事業に係る留意事項	倉吉児童相談所 相談課長　　坪倉　嘉隆
15:15～16:15	・第５章　一時保護 ・行動診断について	倉吉児童相談所 判定保護課長　　森　英世
16:15～16:30	倉吉児童相談所見学	

（イ） とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座

児童相談所職員を対象に研修を行いました。

（実施回数４回　実参加人員６人、延べ参加人員１３人）

※とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

（3） 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業

〔目　的〕・・・近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図ると共に、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕・・・（1）保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等で子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている者。

（2）児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実　績〕

	回　数	実人員	延人員
① とり○（まる）子育て一般グループ講座	１３	２	１４
② とり○（まる）子育て個別講座	３２	１０	３９
③ とり○（まる）子育てフォローアップグループ	１７	２２	７６
④ 里親向けとり○（まる）子育て講座	１０	４	１６
⑤ とり○（まる）子育て研修会	２	７０	７８
⑥ セカンドステップ	１２	６	４２
⑦ セカンドステップ保護者会	５	６	６

（4） 家庭支援電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等の問題について保護者、本人等からの相談に専門の相談員が応じています。

相談種別

養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
43	1	0	0	0	0	0	1	1	0	17	11	0	2	63	139

相談者別

家族・親戚	本人	その他	計
７３	１４	52	１３９

処理状況

電話で助言指導（来所指示含む）	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
１３７	０	０	２	１３９

（5） 里親

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない子どもを、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の子どもを養育することを希望する者で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、子どもの里親委託などを行っています。

里親には、「養育里親」「専門里親」「養子縁組によって養親となることを希望する里親」「親族里親」という種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた子どもに対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各々里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成 16 年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活するという「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

里親登録状況

区分	H28年度末登録数（H29.3.31 現在）a	年度内		H29年度末登録数（H30.3.31 現在）a+b-c
		新規登録 b	登録解除 c	
養育里親	24	2	2	24
親族里親	1	0	0	1
専門里親	4	0	0	4
養子縁組里親	9	2	1	10

児童の里親委託状況

区分		H28年度末委託児童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									H29年度末委託児童数
			児童福祉施設から受託	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	
里親委託児童数		9	2	3		1								1	12
内訳	養育里親	6	1	3		1									9
	親族里親	2												1	1
	専門里親	1													1
	養子縁組里親	0	1												1

委託児童年齢

区分		0 歳	1～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16 歳以上	計
里親委託児童数			2	3	3	4	12
内訳	養育里親		1	2	2	3	9
	親族里親					1	1
	専門里親			1	1		1
	養子縁組里親		1				1

※上記は東部地区における数

9 県内児童福祉施設等入退所状況（中央児童相談所分）

施設				入所定員 (H29.4.1)	平成29年度中 入所	平成29年度中 退所	入所児童数 (H30.3.31)
	種別	名称					
県内施設	乳児院	鳥取こども学園乳児部		15	1	3	7
		米子聖園ベビーホーム		20	0	0	0
	児童養護施設	鳥取こども学園		58	5	8	44
		青谷こども学園		35	4	4	23
		因伯子供学園		40	1	2	9
		光徳子供学園		30	5	0	7
		米子聖園天使園		50	0	1	2
	福祉型障がい児入所施設	皆成学園		65	0	4	7
		松の聖母学園		20	0	3	9
	児童自立支援施設	喜多原学園		36	3	3	3
	重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター		160	0	0	5
	医療型障がい児入所施設	総合療育センター		25	2	3	1
	児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	入所	30	2	3	10
			通所	15	5	9	8
	里親委託・ファミリーホーム				10	1	19
県外施設					1	2	2
計				599	39	46	156

10 県内児童福祉施設等一覧

施設種別	名 称	電 話	郵便番号	所在地
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	680-0061	鳥取市立川町5-417
	米子聖園(みその)ベビーホーム	0859-29-5924	683-0841	米子市上後藤4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	680-0061	鳥取市立川町5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	689-0511	鳥取市青谷町善田31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	682-0854	倉吉市みどり町3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	689-3203	西伯郡大山町名和1239-1
	米子聖園(みその)天使園	0859-29-4364	683-0841	米子市上後藤4-2-36
福祉型障がい児入所施設	松の聖母学園	0857-59-0361	689-0206	鳥取市白兎12-1
	皆成(かいせい)学園	0858-22-7188	682-0854	倉吉市みどり町3564-1
児童発達支援センター	若草学園	0857-28-1233	680-0947	鳥取市湖山町西1-516
	あかしや	0859-29-2585	683-0851	米子市夜見町330-3
医療型障がい児入所施設	総合療育センター(入所部)	0859-22-6164	683-0004	米子市上福原7-13-1
医療型児童発達支援センター	総合療育センター(通園部)	0859-34-2911	683-0004	米子市上福原7-13-1
	鳥取療育園	0857-29-8889	680-0901	鳥取市江津260
	中部療育園	0858-22-7191	682-0805	倉吉市南昭和町15
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	680-0061	鳥取市立川町5-417
児童自立支援施設	喜多原学園	0859-27-1101	689-3512	米子市泉706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	689-0203	鳥取市三津876
医療型障がい児入所施設	総合療育センター	0859-22-6164	683-0004	米子市上福原7-13-1
自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	680-0022	鳥取市西町2-103
	鳥取スマイル	0857-23-4590	680-0022	鳥取市西町3丁目417
	ピアホーム	0859-31-5339	689-0052	米子市博労町1-182-11
ファミリーホーム	ビーハイブ	0857-29-6989	680-0004	鳥取市北園1-144 野口 庸治 宅
	来夢来人	0858-36-5071	689-2104	東伯郡北栄町弓原 391-1 福谷 則枝 宅
	マザーズパーム	0859-53-3169	689-3333	西伯郡大山町唐王689 小原 幸恵 宅

Ⅲ　婦人相談所の概要

婦人相談所は、売春防止法第３４条に基づき、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の転落未然防止と保護更生のために設置された機関です。

婦人相談所では、婦人保護に関する啓発活動や、平成４年６月厚生省通知により、家庭関係の問題・性被害等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する女性の個別の相談など要保護女子の範囲を拡大し、女性の福祉に関する業務を行うとともに、鳥取県の婦人保護事業実施の中心機関としての役割を果たしています。

また、平成１４年４月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、配偶者等からの暴力被害者の相談・保護・自立支援の中核機関としての業務を行っています。

さらに、平成１６年８月から厚生労働省通知により人身取引被害者についても、平成２５年からはストーカー被害者についても相談受付及び適宜保護を行うこととなっています。

１　業務の概要

相　　談

暴力被害者、要保護女子、その他社会生活を営む上で障がいとなる問題を抱えている女性の困りごと、悩みごとについて、来所相談に応じるとともに、相談専門の電話により広く相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

調査・判定・支援

必要に応じて、相談のあった女性の了解を基に家庭環境、健康状態、性格、医学的、心理学的及び職能的な調査並びに判定を行い、関係機関等と具体的方策について十分協議しながら支援を行います。

一　時　保　護

緊急に保護を必要とする女性については、関係諸機関等への移送等の措置がとられるまでの間、一時保護を行い、問題解決を図るとともに、必要に応じて本人の性行、生活態度等の観察を通して必要な生活支援を行います。

平成１４年４月１日からは民間シェルターや社会福祉施設等と委託契約を結び、委託一時保護事業を実施しています。

平成１８年度からは、委託一時保護施設への委託の決定について、西部総合事務所福祉保健局長に、平成２１年度からは中部総合事務所福祉保健局長にその権限が付与されたことにより、中部、西部地域での一時保護の相談により迅速に対応することが可能となりました。

予 防 啓 発 活 動

社会福祉団体、民生児童委員協議会並びに女性団体等の会合の利用、あるいはリーフレットの配付、広報機関の利用等により、婦人相談所が行う婦人保護事業について、理解と協力が得られるよう啓発に努めています。また、高校生等に対して、DV(デート　DV)についての予防啓発として、高等学校でのデート DV 学習会を実施しています。

2　婦人相談員の設置

婦人相談員は売春防止法第３５条の規定により県及び市福祉事務所に配置されています。

婦人相談員は婦人相談所と連携しながら担当地域内の実態把握や要保護女子の発見に努めるとともに、本人及び家庭における諸般の問題について電話・面接等で相談に応じています。相談の結果、相談者が自ら問題を解決する力を身につけ、自立性を十分に発揮できるよう、相談者の権利を擁護しながら支援を行っています。

所属	勤務場所	対象区域
鳥取県	〒680-0901　鳥取市江津３18-1 鳥取県福祉相談センター（婦人相談所）	鳥取県全域
鳥取市	〒680-0845　鳥取市富安２丁目１０４-２ （さざんか会館３階） 鳥取市健康こども部こども家庭相談センター	鳥取市
倉吉市	〒682-8611　倉吉市葵町 722 倉吉市健康福祉部子ども家庭課	倉吉市
米子市	〒683-０８１１　米子市錦町 1-１３９-３ （ふれあいの里３階） 米子市福祉保健部こども未来局こども相談課	米子市
境港市	〒684-００３３　境港市上道町 3000 境港市子育て支援課	境港市

3　相談業務状況（婦人相談所及び婦人相談員取扱い分）

（1）相談受付件数

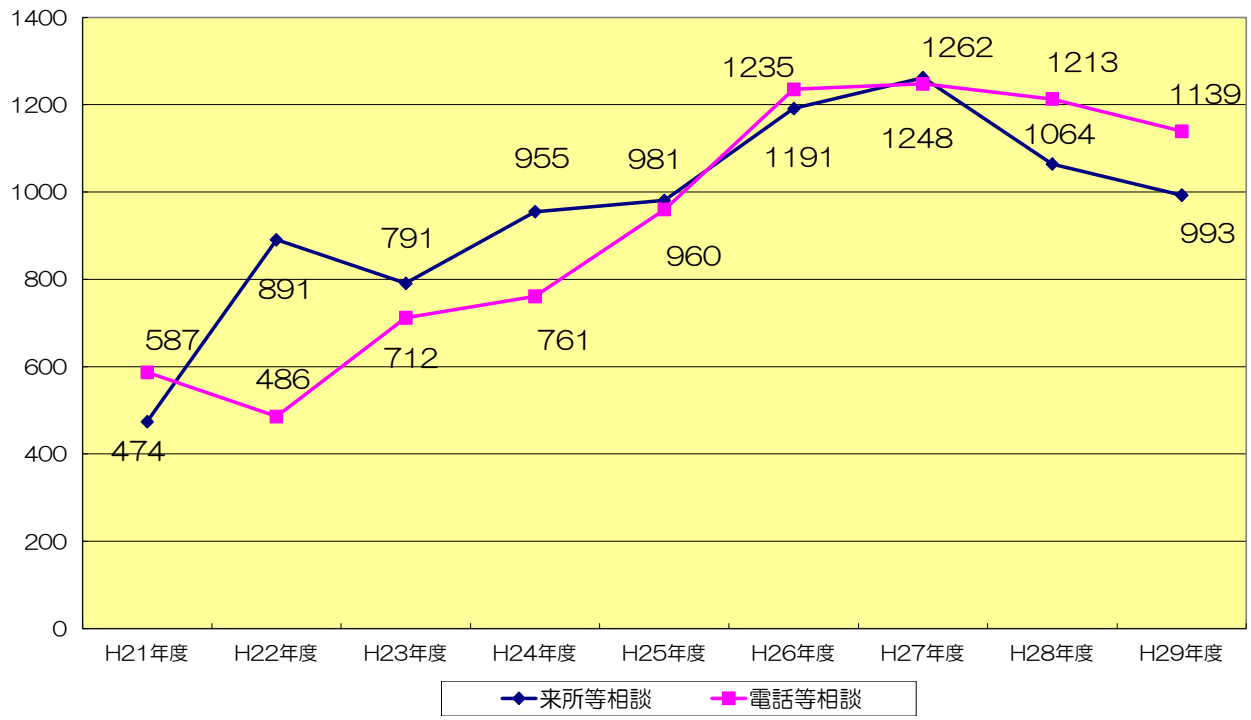

(2)経路別受付状況

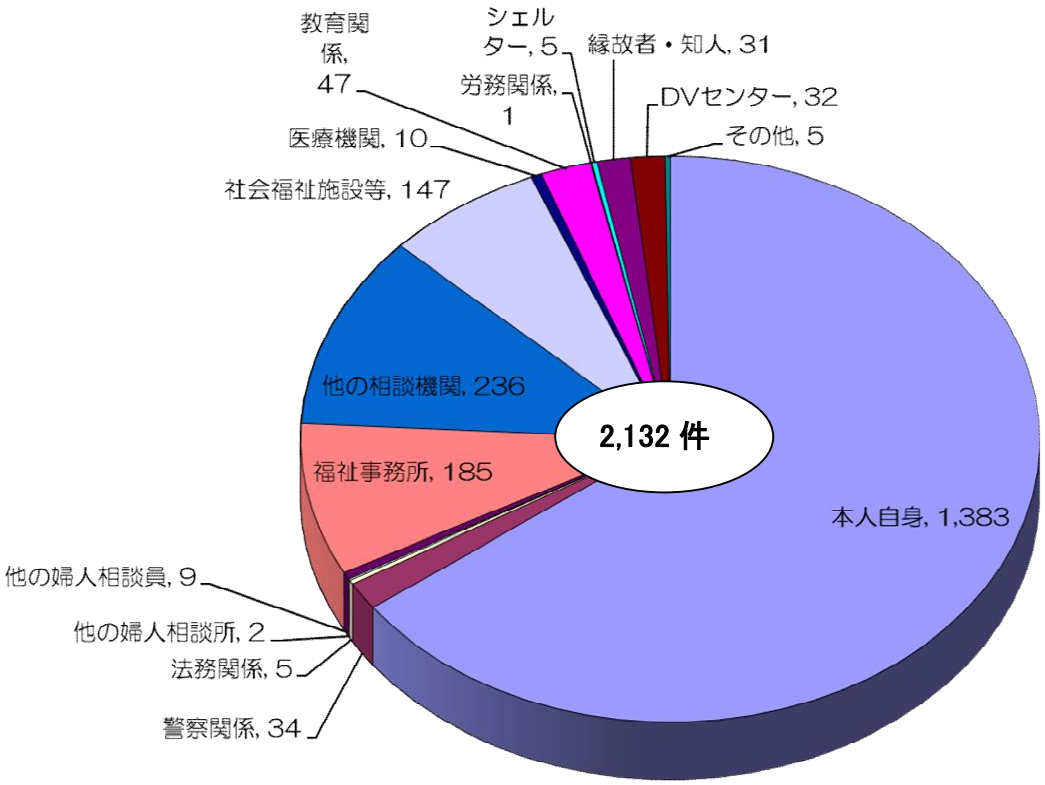

（単位：人）

区　分		本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	シェルター	縁故者・知人	DVセンター	その他	計
相談所	来　所	57	5	1				8	2					3			76
	電　話	168	12	1				8	2	8				6		2	207
	訪　問	8															8
	メール	12												1			13
	その他																0
相談員	来　所	595	1	1	1	1	73	25	23	1	4	1	3	3	6	2	740
	電　話	436	16	2	1	5	87	176	98		43		2	18	24	1	909
	訪　問	93					7	5	19	1							125
	メール	8							1						1		10
	その他	6				3	18	14	2						1		44
計		1,383	34	5	2	9	185	236	147	10	47	1	5	31	32	5	2,132

（3）主訴別受付状況

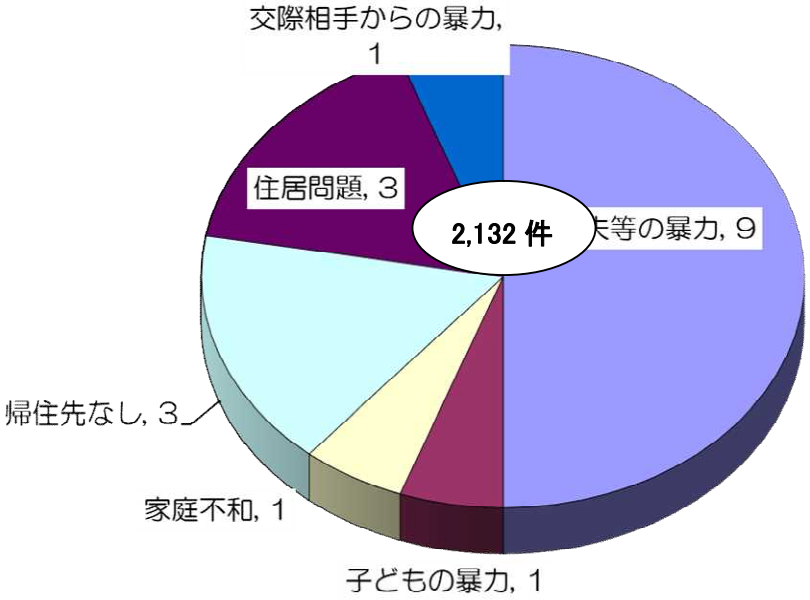

区分		人間関係																
		夫等				子ども			親族			家庭不和	その他の者	交際相手からの暴力	ストーカー・男女問題	その他人間関係	小計
		夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他						
相談所	来所	42		6	1	1		1	3	1		3	1	3			62
	電話	54		2	15	2		10	7	1	10	3		13	4	55	176
	訪問	7												1			8
	メール	6			3				1		1					2	13
	その他																0
相談員	来所	105		161	154	1	16	45	1	5	14	12	2	4	20	12	552
	電話	243		90	145	1	40	55	5	12	40	19	3	17	12	50	732
	訪問	43		6	18		6	9		1	4	1				1	89
	メール	2		2							2				1	1	8
	その他	8		4	5		2	5		3	2		1	1	1		32
計		510	0	271	341	5	64	125	17	23	73	38	7	39	38	121	1,672

区分		住居問題	帰住先なし	経済関係					医療関係					不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
				生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	小計						
相談所	来所	7	4	1				1	1	1			2						76
	電話	6	1				1	1		19	1	3	23						207
	訪問							0					0						8
	メール							0					0						13
	その他							0					0						0
相談員	来所	50	3	38	10	5	54	107	1	9	11	7	28						740
	電話	42		24	4	6	32	66	6	25	16	22	69						909
	訪問	12		13	1		1	15	1	3	5		9						125
	メール			2				2					0						10
	その他	3		1	2		3	6		2		1	3						44
計		120	8	79	17	11	91	198	9	59	33	33	134	0	0	0	0	0	2,132

（4）相談者の年齢

（単位：人）

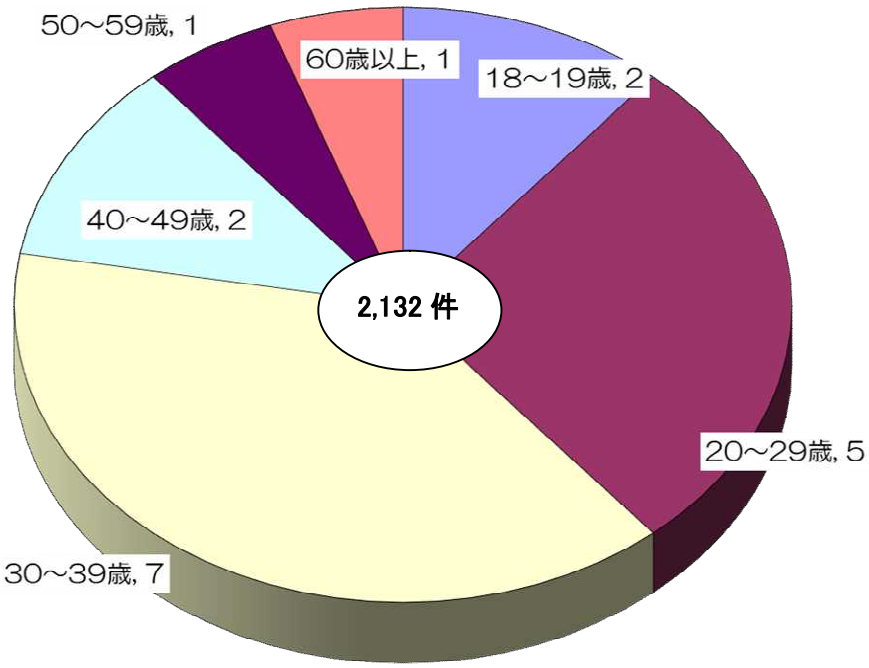

区　　分		18歳未満	18歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	不明	計
相談所	来　所	2	3	18	26	18	7		2		76
	電　話	1	1	13	33	22	40	22	7	68	207
	訪　問			1	7						8
	メール				1	1				11	13
	その他										0
相談員	来　所	3	12	123	296	208	31	15	27	25	740
	電　話	2	11	171	345	189	48	26	24	93	909
	訪　問	1		39	49	27	4		1	4	125
	メール				3		1			6	10
	その他		3	5	10	11	2	3	4	6	44
計		9	30	370	770	476	133	66	65	213	2,132

(5)処理状況

（単位：人）

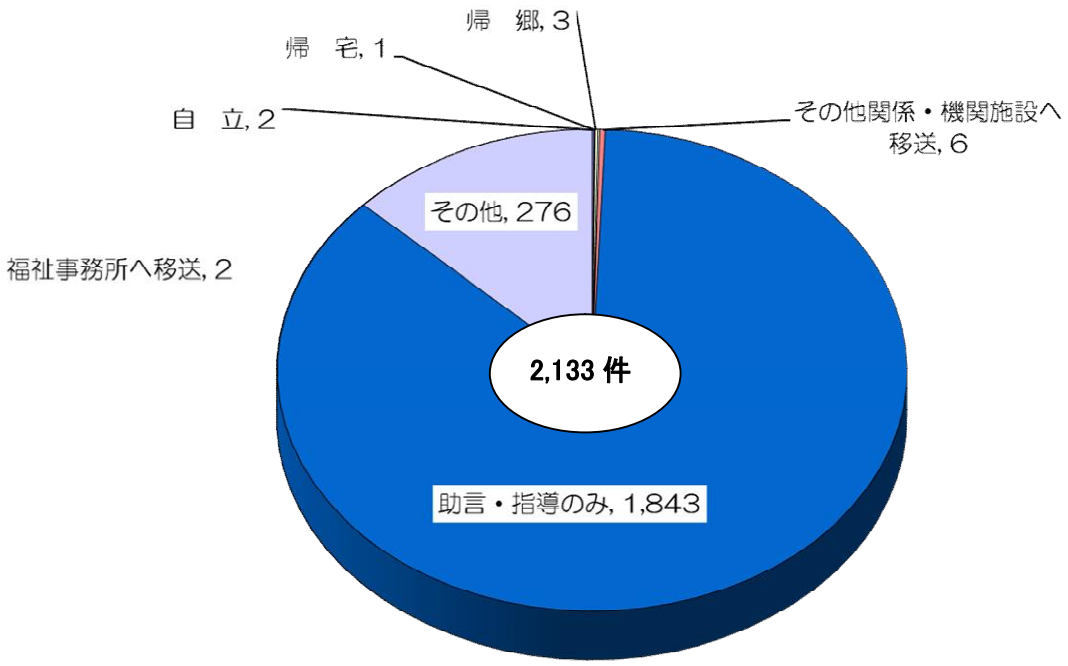

区　　分		自立	帰宅	帰郷	福祉事務所へ移送	他府県の婦人相談所へ移送	その他関係機関・施設へ移送	助言・指導のみ	その他	計
相談所	来　所	2	1	3	2		6	38	25	77
	電　話							95	112	207
	訪　問								8	8
	メール							13		13
	その他									0
相談員	来　所							702	38	740
	電　話							833	63	896
	訪　問							127	11	138
	メール							9	1	10
	その他							26	18	44
計		2	1	3	2	0	6	1,843	276	2,133

4　一時保護業務の状況

（1）経路別一時保護状況（新規入所分）

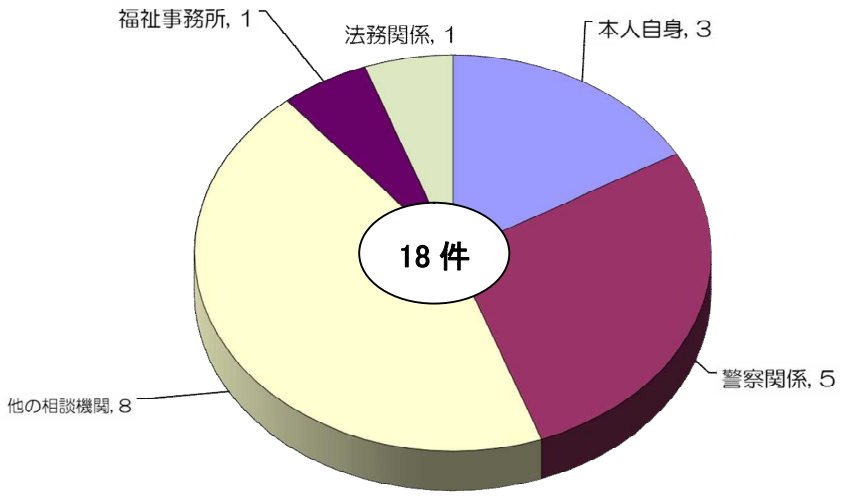

経路	本人自身	警察関係	他の機関相談	福祉施設等	福祉事務所	DVセンター	法務関係	医療関係	縁故関係知人	計
人員	3	5	8		1		1			18

（2）主訴別一時保護状況（新規入所分）

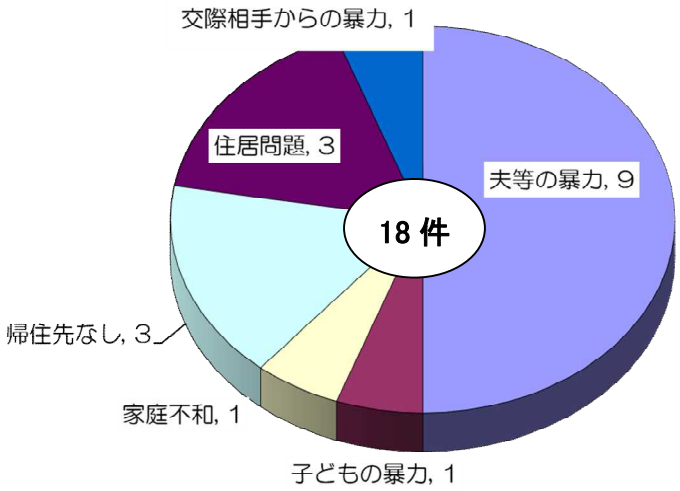

区分	夫等の暴力	子どもの暴力	家庭不和	帰住先なし	住居問題	生活困窮	交際相手からの暴力	計
人員	9	1	1	3	2		2	18

（3）年齢別一時保護状況（新規入所分）

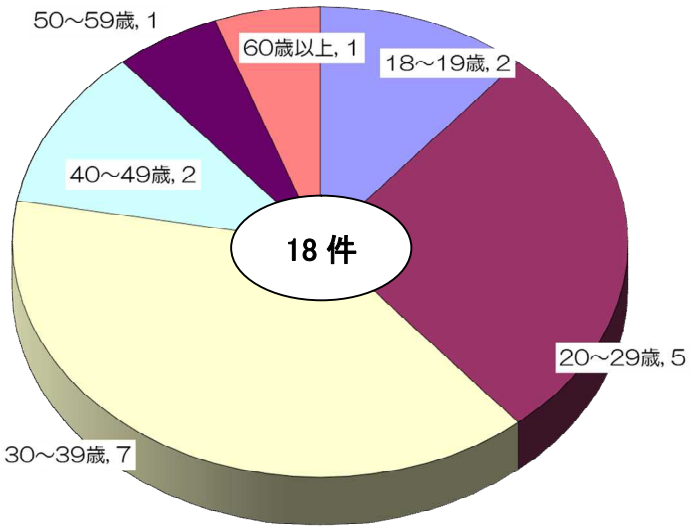

年齢	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
人員	2	5	7	2	1	1	18

（4）一時保護処理別状況（年度内処理分）

※　（　）は同伴児者で別掲

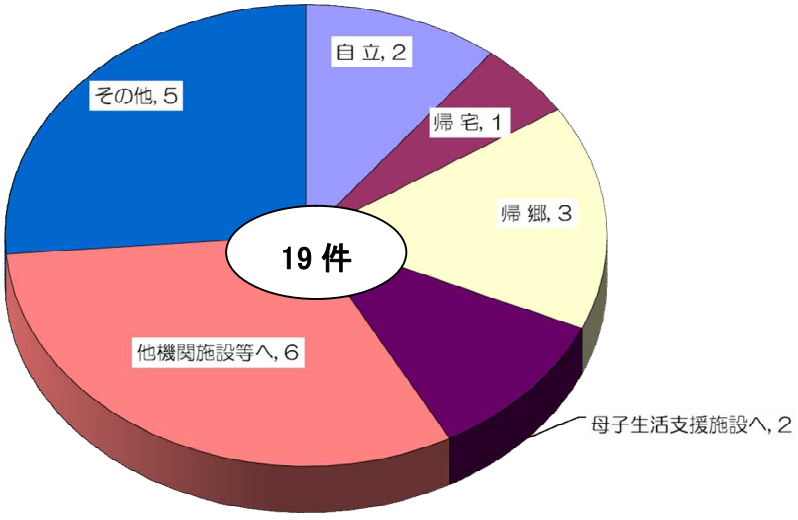

区分	自立	帰宅	帰郷	福祉事務所		他機関施設等へ	他の婦人相談所へ	その他	合計	年度末未処理数
				母子生活支援施設へ	他の社会福祉施設へ					
要保護女子	2 (2)	1	3 (2)	2 (2)		6	-	5 (7)	19 (13)	

（5）件数及び保護日数（年度内処理分）

期間	1～5日		6～10日		11～15日		16～20日		21～30日		31日以上		計		平均日数
	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	
要保護女子	9 (6)	32 (21)	2 (3)	14 (21)	4 (1)	53 (11)			4 (3)	104 (72)			19 (13)	203 (125)	10.7 (9.6)

※（ ）は同伴児者で別掲

5 主催事業実施状況

（1）弁護士による法律相談

離婚問題、家族の問題など女性の抱える問題について法律の専門的な助言を必要とする女性で、弁護士との相談に婦人相談所職員等の同席を承知された方を対象に実施しています。（要予約）

実施回数４回

（2）DV予防啓発支援員フォローアップ研修会並びに東部圏域DV予防啓発支援員連絡会

高等学校にデートＤＶ学習講師等として派遣し、若年層へのＤＶ（デートＤＶ）の予防啓発を行うＤＶ予防啓発支援員の円滑な活動を支援しスキルアップを図るため、フォローアップ研修会および連絡会を実施しています。

① 鳥取県ＤＶ予防啓発支援員フォローアップ研修会
　実施回数：１回

② 東部圏域ＤＶ予防啓発支援員フォローアップ研修会
　実施回数：２回

③ 東部圏域ＤＶ予防啓発支援員連絡会
　実施回数：５回

（3）DV被害者支援関係機関事例検討会等

県内に3カ所あるＤＶセンター業務の標準化とＤＶ被害者や婦人の相談支援に携わる職員の資質向上を目的に研修並びに事例検討等を実施しています。

①ＤＶセンター業務研究会
　実施回数：４回

②東部圏域ＤＶ相談支援担当者連絡会および事例研究会
　実施回数：４回

③東部圏域ＤＶ関係機関連絡会・研修会
　実施回数：１回

④ＤＶ被害者支援関係機関研修会（教育向け）
　実施回数：１回

⑤ＤＶ被害者支援機関別事例検討会
　実施回数：６回

⑥婦人相談員連絡協議会
　実施回数：3回

6 鳥取県における主な DV 被害者支援関係事業について

(1)委託一時保護事業(国庫、単県)

配偶者からの暴力被害者及び人身取引被害者等をより迅速かつ広域的に保護するため、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託するものです。

(2)心のケア事業(国庫、単県)

心理療法担当職員を配置し、被害者の心理的回復を支援しています。

(3)鳥取県ステップハウス運営事業(単県)

単身の配偶者からの暴力被害者など、他の法律で自立支援が受けられない女性を対象に長期的な日常生活上の支援、心理的ケア等の体制を強化し、早期の心理的回復と生活再建を行います。生活指導等を行う場として県がアパートを借り上げ（期間：１年以内)、スタッフが支援しています。

(4)暴力被害者一時保護事業(単県)

配偶者以外の者（親、兄弟等）からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などの暴力被害者について、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託しています。

(5)女性に対する暴力被害者支援事業(単県)

被害者を支援する民間シェルター等に対して助成をしています。

①一時保護移送事業	被害者が一時保護施設へ避難するまでの間の移送費
②一時保護事業	一時保護を行うために借り上げた借間等の賃借料
③医療費支援事業	入所直前の医療費、入院にかかる個室料
④同行支援事業	入退所支援に係る交通費等
⑤自立支援事業	自立を支援するために必要な借間等の賃借料
⑥通訳雇上事業	外国人被害者に係る相談、保護及び自立支援を行うための通訳雇い上げに必要な費用
⑦託児支援事業	乳幼児を同伴するＤＶ被害者が、自立に向け就職活動や行政機関、裁判所、社会福祉施設等を訪問するために、当該乳幼児を託児所等に預けるために要する費用
⑧学習支援員活用事業	一時保護中の被害者の同伴児童に対する学習支援員による学習支援に係る費用
⑨保護命令手続き事業	一時保護中の被害者が裁判所に保護命令の申立てを行う費用

(6)外国人 DV 被害者等支援員養成事業

DV 被害や人身取引被害、生活習慣の不適応等さまざまな問題を抱える外国人からの相談に適切に対応するため、通訳者の養成に向けた研修を実施しています。

(7)デート DV 予防学習会、DV 予防研修会の実施

デート DV の予防、啓発を図るため、デート DV に対する正しい認識及び対等で尊重しあう関係について、主に若者を対象としたデート DV 啓発講座の実施に向け取り組んでいます。

(8)鳥取県 DV 予防啓発支援員活動事業

地域・学校等で DV の予防啓発活動等を行えるＤＶ予防啓発支援員を養成するために、平成２２年度、２３年度にファシリテーター養成講座、２７年度、２８年度、２９年度にＤＶ予防啓発支援員養成講座を実施しました。受講者１８８人のうち、１０５人が予防啓発支援員として登録しています（平成２９年度末現在)。

デート DV 予防学習会等に支援員を講師として派遣したり、全県及び圏域毎に連絡会やフォローアップ研修を開催・実施したりする等、DV 予防啓発支援員の活動を支援するとともにスキルアップを図っています。

◎ デートＤＶ等学習会等への支援員派遣状況

延べ１１４人の支援員を派遣（学校関係：２５校、職域・地域等：１０か所）

Ⅳ　東部知的障害者更生相談所の概要

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第 12 条に基づき都道府県に設置されている機関です。また、法律上、広域的見地に立った専門的な機関であることが要請されています。

【体制】

医師（非常勤）、心理判定員、知的障害者福祉司などが勤務しており、知的障がいに対する相談や療育手帳の判定業務を行っています。

【設置場所】

東部の福祉相談センター、中部、西部の総合事務所福祉保健局に併設する形で設置されており、圏域の市町村と連携を図っています。

【具体的な業務】

知的障害者更生相談所は療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行っています。

また、保健・医療・福祉・教育・就労の幅広い関係機関との連携（専門性の確保や体制の整備、地域のネットワーク化の推進）に係る役割を担っています。

相談判定業務	（１）知的障がい者又は家族からの専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。 （２）療育手帳の判定（医学的、心理学的及び社会的診断） （３）巡回相談（施設入所者等の療育手帳判定） （４）強度行動障がい者入居等支援事業に関する判定 （５）判定結果証明書発行事務（警察、他県、他機関からの照会を含む）
市町村等への支援	（１）専門的な判定 障害者総合支援法に基づき、市町村から、障害福祉サービスの支給や障害程度区分の決定に係る専門的な知見の求めがあった場合には、必要な技術的援助、助言等の支援を行う。 （２）市町村職員を対象とした研修会等の開催。 （３）市町村主催の個別ケア会議における専門的な助言、情報提供。 （４）市町村主催の自立支援協議会における専門的な助言、情報提供。
圏域の関係機関との連携	（１）地域生活定着支援センター、社会福祉協議会等圏域の関係機関との連携。 （会議での助言、情報共有、啓発研修講師）

区分		業務内容、目的	実績			
			27年度	28年度	29年度	合計
①専門的相談指導業務		知的障がい者の相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。	28件	17件	31件	76件
②療育手帳の判定		保健所等の療育手帳交付に係る判定依頼に応じて、知的障害者等の心理・医学判定、生育歴等に基づき総合的、継続的に判定を行う。	252件	186件	247件	685件
	来所		226件	161件	221件	608件
	巡回（施設・家庭）		26件	25件	26件	77件
③強度行動障がい者入居等支援事業に関する判定		「鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業」の対象者の可否を判定する。	2件	1件	2件	5件
④判定結果証明書発行		本人、保護者及び他県等の照会に対して判定結果を回答する。	60件	38件	51件	149件

福祉相談センター利用のご案内

●相談方法　来所、電話など様々な方法でお受けしています。

●受付時間　月曜日から金曜日まで　午前８時３０分～午後５時１５分（年末年始・祝祭日を除く）
ただし、緊急を要する児童虐待通告やＤＶ被害者保護通報などは土日・祝祭日や夜間でも対応しています。

●相談内容の秘密は固く守ります。

●相談や検査はすべて無料です。

連絡先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1

TEL 0857-23-1031（代表）　FAX 0857-21-3025

E-mail　fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

fsc_jyoseisodan@pref.tottori.lg.jp（女性相談専用）

子どもの相談（中央児童相談所）

こんな時にはご相談ください。

- 子どもへの虐待について相談したい。
- 子どもが学校に行きたがらない。
- 子どもを育てることができない。
- 子どもの暴力などに悩んでいる。
- 発達の遅れの疑いがある。
- 子どものしつけに悩んでいる。
- その他子どもに関する様々な相談

相談専用ダイヤル　こども電話　０８５７－２９－５４６０

（児童相談員受付）月～金　午前８時３０分から午後５時

女性の相談（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）

こんな時にはご相談ください。

- 家庭内での不和やいざこざがあるとき
- 配偶者、恋人などからの暴力（ＤＶ）に悩んでいるとき
- 夫婦、男女関係に悩んでいるとき
- 職場や近所などの人間関係に悩んでいるとき
- その他、どうしていいか、誰に相談していいかわからないとき

相談専用ダイヤル　０８５７－２７－８６３０

（婦人相談員受付）月～金　午前８時３０分から午後５時１５分

［参考］夜間電話相談　　０８５８－２６－９８０７

（夜間電話対応職員）毎日午後５時１５分から午前８時３０分

知的障がいに関する相談（東部知的障害者更生相談所）

１８歳以上の知的障がい者及びそのご家族などを対象として相談をお受けしています。１８歳以上の方の療育手帳の更新手続きは下記の電話番号までご連絡ください。

電話　０８５７－２３－６２１８

（受付）月～金　午前８時３０分から午後５時１５分

福祉相談センター案内図

〒680－0901　鳥取市江津318－1

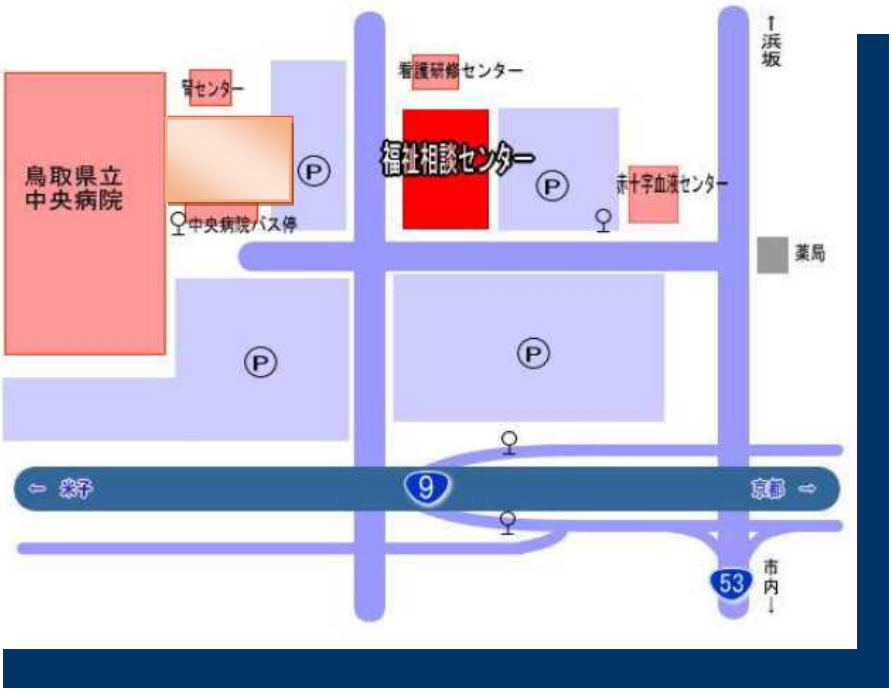

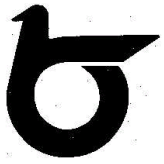

業務の概要

発行：鳥取県福祉相談センター
鳥取県中央児童相談所
鳥 取 県 婦 人 相 談 所
鳥取県東部知的障害者更生相談所
（平成 30 年 11 月発行）